



## 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル」が公表されました！

### マニュアルの公表

■ 「介護サービス事業者経営情報」を都道府県知事に報告することにより、経営情報のデータベースを整備し、その分析結果を国が公表する制度が、本年度から創設されたことは、8/6付けの「経営者向け情報提供」（介護サービス事業経営情報）の報告を正しく行って適切な介護報酬改定につなげよう！）で皆様にもすでにお知らせしたところです。

■ この報告は、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」に入力することにより行いますが、今般、この**システムに係る運用マニュアルが厚生省のホームページに公表されました。**

※介ホ協ホームページ11月28日掲載の行政情報をご参照ください。

■ 今後、システムに入力する際には、是非、このマニュアルをお読みください。

※厚生労働省のホームページでは操作方法の動画も公開されています。

※10/28付けの「経営者向け情報提供」（都道府県の「情報公表制度」における「財務状況」の追加について）とは、別の制度となりますので、お間違いのないようお願いいたします。

### 届出事前準備

● この報告は「介護事業経営実態調査」を補完するものであるため、とても重要な届出となります。届出を始めるには、必要となるものがございますので、準備を進めて頂ければと思います。

No.	事前に用意するもの	補足
1	GビズIDの作成	経営情報DBシステムへのログインにはGビズIDプライムおよびGビズIDメンバーのアカウント取得が必要です。
2	収益・費用等の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、事業所・施設単位で報告します。（本部経費を忘れずに計上してください）</li> <li>法人単位での報告でも差し支えないことになっています。ただし、この場合は介護付きホーム以外の他の介護事業（訪問介護等）と合算され、介護付きホームのみの正しい収支差率が報告できない課題があります。</li> <li>そのため、法人内で集計が可能な場合、サービス種別ごとに報告することも差し支えありません。（※2024年8月20日付け「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&amp;A」問9参照）</li> </ul>
3	届出対象事業所の情報	各事業所の情報は「介護事業所番号」「介護事業所名」「サービス名」。
4	追加情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>①損益計算書等のデータに含まれる介護以外の事業に係る情報</li> <li>②損益計算書等のデータに含まれる各事業所の職種別人数・給与（※職種ごと給料・給与・賞与は任意）</li> </ul>

### 報告期限

**今年度は令和7年3月まで**（来年度からは「毎会計年度終了後3カ月以内」）  
※システムの運用開始は**2025年1月**